

〔事案 28-354〕 死亡保険金支払請求

・平成 29 年 11 月 10 日 裁定打切り

<事案の概要>

責任開始期から 3 年以内の自殺は支払免責事由に該当するとして死亡保険金の支払いを拒否されたが、被保険者は心神喪失または精神障害があったことを理由に、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に契約した収入保障保険について、以下等の理由により、被保険者は心神喪失または精神障害があったため、死亡保険金（収入保障年金）を支払ってほしい。

- (1)被保険者の遺書の内容や亡くなるまでの言動が、普段の当人の性格や思考からは考えられない様子であった。
- (2)被保険者は、数年前から自己コントロールがうまくできず、精神科に通院し薬を服用していた。

<保険会社の主張>

自殺に至る経緯、自殺の状況等の観点から、予め被保険者本人が計画的に自殺を企図したものと考えられ、被保険者が心神喪失状態であったとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、裁定申立に至る事情を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)被保険者は、気分障害の疑い等の診断名で、精神科で通院治療を継続しており、自殺した際に精神障害があった可能性は否定できない。
- (2)一方、自殺行為のときに精神障害によって自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減弱していたかどうかを判断するには、被保険者の精神障害の程度、本来の性格、自殺に至る言動や精神状態、自殺行為の態様、他の動機の有無等を総合的に勘案しなければならないが、そのためには、診療記録を取り寄せ、担当医師や被保険者の周囲の人物からの事情聴取、専門医師の鑑定等が必要となるところ、当審査会においては、第三者の事情聴取や鑑定手続等を行うことはできない。
- (3)したがって、本件の適正な解決のためには、上記のような厳格な証拠調手続を備えている裁判手続によることが適当である。